

●●市 都市利便増進協定 認定要領

(目的)

第1条 本要領は、都市再生特別措置法（以下「法」という。）第72条の3第1項に規定する都市利便増進協定の認定に関し、必要な事項を定める。

(都市利便増進協定の認定の申請)

第2条 法第72条の4の規定による都市利便増進協定の認定を申請しようとする者は、都市利便増進協定認定申請書（別紙様式1）の正本及び副本にそれぞれ次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 都市利便増進協定書
- (2) 都市利便増進協定締結の理由を記載した書面
- (3) 都市利便増進協定の区域を示す図面
- (4) 申請者が都市利便増進協定の認定申請に係る代表者であることを証する書面
- (5) 協定締結者の一覧（住所、氏名、権利の種別、権利の目的となっている土地・建築物の所在地を記載した書面）
- (6) 土地及び建物の登記簿謄本
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める図書

(都市利便増進協定の変更の認定の申請)

第3条 法第72条の5第1項の規定による都市利便増進協定の変更の認定を受けようとする者は、都市利便増進協定変更認定申請書（別紙様式2）の正本及び副本にそれぞれ次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 都市利便増進協定（変更後）
- (2) 都市利便増進協定の変更の理由を記載した書面
- (3) 変更した都市利便増進協定の区域を示す図面
- (4) 申請者が都市利便増進協定の変更の認定申請に係る代表者であることを証する書面
- (5) 協定締結者の一覧（住所、氏名、権利の種別、権利の目的となっている土地・建築物の所在地を記載した書面）
- (6) （変更に係る部分の）土地及び建物の登記簿謄本
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める図書

(都市利便増進協定に係る認定の通知)

第4条 市長は、第2条又は第3条の認定をしたときは、当該認定を受けた者に対し都市利便増進協定認定通知書（別紙様式3）又は都市利便増進協定変更認定通知書（別紙様式4）によりその旨通知するものとする。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

この要領は、一般的な記載例として掲載しているものであり、
確定したものではありません。指定に際し、適宜修正の上、
ご活用下さい。

認定要領(例)

(別紙様式1)

平成 年 月 日

都市利便増進協定認定申請書

都市再生特別措置法第72条の4の規定による都市利便増進協定の認定について、関係図書を添えて申請します。

(あて先) ●●市長

住 所
申請者
氏 名
(住所及び代表者氏名)
電 話

記

1. 協定の名称
2. 対象とする区域の地名及び地番
3. 対象とする都市利便増進施設の種類
4. 有効期間
5. 特記事項

都市利便増進協定変更認定申請書

都市再生特別措置法第72条の5第1項の規定による都市利便増進協定の変更の認定について、関係図書を添えて申請します。

(あて先) ●●市長

住 所
申請者
氏 名
(住所及び代表者氏名)
電 話

記

1. 認定年月日及び文書番号
2. 協定の名称
3. 対象とする区域の地名及び地番
4. 対象とする都市利便増進施設の種類
5. 変更の場合は、その変更の内容
6. 有効期間
7. 特記事項

〇〇 〇〇 様

●●市長 印

都市利便増進協定認定通知書

都市再生特別措置法第72条の4の規定により、平成 年 月 日付けにて申請のあった都市利便増進協定を認定したので通知します。

認定番号

認定年月日 平成 年 月 日

記

1. 協定の名称
2. 対象とする区域の地名及び地番
3. 対象とする都市利便増進施設の種類
4. 有効期間
5. 特記事項

平成 年 月 日

〇〇 〇〇 様

●●市長 印

都市利便増進協定変更認定通知書

都市再生特別措置法第72条の5第1項の規定により、平成 年 月 日付けにて申請のあった都市利便増進協定の変更を認定したので通知します。

認定番号

認定年月日 平成 年 月 日

記

1. 認定年月日及び文書番号
2. 協定の名称
3. 対象とする区域の地名及び地番
4. 対象とする都市利便増進施設の種類
5. 変更の場合は、その変更の内容
6. 有効期間
7. 特記事項

■■■地区都市利便増進協定書

●●● (以下「甲」という。)、●●● (以下「乙」という。) 及び●●● (以下「丙」という。) は、次のとおり都市再生特別措置法 (平成14年法律第22号) 第72条の3第1項の都市利便増進協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、■■■地区において、都市利便増進施設の一体的な整備及び管理を行うことを目的とする。

(協定区域)

第2条 本協定の対象となる協定区域は、■■市■■区■■及び■■のうち、別図1に示すとおりとする。

(財産区分)

第3条 協定区域の財産区分は、別図2に示すとおりとする。

(都市利便増進施設の種類及び位置)

第4条 本協定の対象とする都市利便増進施設の種類及び位置は、別図3に示すとおりとする。

(都市利便増進施設の一体的な整備の方法及び整備に要する費用の負担の方法)

第5条 第4条で規定した都市利便増進施設を、本協定の締結者が所有する土地に設置する場合、土地所有者は、当該施設の設置に伴う土地の占有に係る費用を要求しないものとする。

2 第4条で規定した都市利便増進施設の整備に係る費用は、協定締結者間で分担して負担するものとする。費用負担の方法は別途協定を締結してこれを定めることとする。

(都市利便増進施設の一体的な管理の方法及び管理に要する費用の負担の方法)

第6条 第4条で規定した都市利便増進施設の日常管理業務は甲が実施することとし、また、日常管理に要する費用は、協定締結者間で分担して負担するものとする。費用負担の方法は別途協定を締結してこれを定めることとする。

(都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関するその他の事項)

第7条 協定締結者は、第4条で規定した都市利便増進施設を活用して、まちの賑わいの創出に資するイベント等の活動を行うことができる。その企画及び実施は、協定締結者が協力して行うこととする。

(都市利便増進協定を変更し、又は廃止する場合の手続)

第8条 本協定を変更又は廃止する場合には、協定締結者全員の合意を得た上で、市町村長の認定を受けなければならない。

都市利便増進協定 認定要領・申請様式・協定書(例)

(協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定区域において都市利便増進施設が設置・供用される期間とする。

(協定に違反した場合の措置)

第10条 本協定に定める事項に違反した者があった場合、違反者に対し、相当の猶予期間を付して、当該違反行為を是正するために必要な措置をとることを文書で請求するものとする。

2 前項の請求があった場合には、違反者は、これに従わなければならない。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合には、協定締結者間で別途協議の上処理するものとする。

以上の協定成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

■■市■■

●●●まちづくり株式会社

代表取締役社長

●● ●●

印

乙

■■市■■

●●●株式会社

代表取締役社長

●● ●●

印

丙

■■市■■

●●●市

市長

●● ●●

印